

相愛大学人文科学研究所規程

(総則)

第一条 相愛大学学則第五二条に基づき、本学に付属研究・教育機関として相愛大学人文科学研究所（以下、「研究所」という）を置く。

(目的)

第二条 研究所は人文科学及びその隣接領域の研究並びに普及をはかることを目的とする。

(事業)

第三条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 各専門分野における学術の研究
- 二 研究会、講演会の開催
- 三 共同研究調査
- 四 委託研究調査
- 五 紀要、その他必要な出版事業
- 六 その他、研究所の目的達成に必要な事業

(部門)

第四条 研究所は、事業の遂行に必要なときには、専門別の研究部門を設けることができる。

(組織)

第五条 研究所は所長の他、下記の所員を置くことができる。

- 一 研究員 若干名
- 二 研究所助手 一名
- 三 事務職員 一名

(所長)

第六条 所長は研究所を代表し、これを統括する。

- 二 所長は教授会の議を経て学長が任命する。
- 三 所長の任期は二年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第七条 研究員は本学の専任教員の兼任者によって構成される。また必要に応じてその他の研究員を置くことができる。

(運営委員会)

第八条 研究所に運営委員会を置く。

- 二 運営委員会は、所長、研究員及び人文学部主任会構成員をもって組織する。
- 三 運営委員会は、研究所の運営維持等について審議する。

(改廃)

第九条 本規程の改廃は運営委員会の発議に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 この規程は平成一六年四月一日から施行する。

附則 本改正規程は平成一七年四月一日から施行する。

附則 本改正規程は平成一八年四月一日から施行する。